市立加西病院設備運転保守委託業務仕様書

受託者(以下「乙」という。)は市立加西病院が重要性の高い施設であることを十分に認識 し、設備機器等を常時正常な状態で運転、維持管理に努めるものとし、以下のとおり業務仕様書 を定める。

なお、本仕様書は業務の大要を示すものであり、業務履行の際には、本書に記載のない事項で あっても、現場の状況に応じ軽微な業務については、市立加西病院(以下「甲」という。)と協 議の上、請負金額の範囲内で適切に実施するものとする。

1. 業務名 市立加西病院設備運転保守委託業務

2. 対象施設

- (1) 市立加西病院(親和寮含む)(感染症病棟除く) 加西市北条町横尾1丁目13
 - ・本館(中央館、東館、西館)

鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階

建築面積

5, 4 0 8 m²

延面積

18, 833 m²

·親和寮(看護師女子寮、保育園)

鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階

建築面積

 $3 \ 5 \ 1 \ m^2$

延面積

 $5 \ 5 \ 6 \ m^2$

· 自走式立体駐車場 (98台)

鉄骨造

建築面積

 $1, 119 \,\mathrm{m}^2$

設置面積

 $1, 107 \,\mathrm{m}^2$

(2) 啓心寮(医師住宅)

加西市北条町横尾1丁目18

鉄筋コンクリート造 地上3階

建築面積 3 1 4 m²

延面積 639㎡

3. 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

ただし、契約期間終了までに本院から何らかの意思表示がないときは、その契約満了日の翌日から更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和9年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。

4. 管理業務の内容

- (1) 電気設備、空調給排気設備、給排水衛生設備、防災設備、危険物設備、その他附属設備等の日常点検、法令、定期点検及び保守管理を実施するものとする。
- (2) 電気事業法に基づく電気主任技術者を選任し、保安規定を定め関係官庁に必要な届出 等の一切の業務を行うこととする。
- (3) 危険物保安監督者を選任し、危険物施設の保安管理及び関係官庁に必要な届出等の一切の業務を行うこととする。
- (4) 業務全般を統括する責任者を任命して業務を遂行するための体制表を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。また異動が生じたときは、その都度変更届を提出し甲の承認を得るものとする。
- (5) 乙は業務従事者の住所、氏名、生年月日、性別等を記載した名簿を提出し、甲の承認 を得るものとする。
- (6) 業務に必要な法的資格を必要とする業務に従事する者は資格等(写し)添付を記載した一覧表を作成して甲に提出し承認を得るものとする。
- (7) 業務にあたって日常点検、法令、定期点検等の実施要領及び実施計画書を作成し甲に 提出して承認を得るものとする。
- (8) 乙は甲の指定の作業日誌その他報告書類を甲の指定する要領に基づいて提出し甲の承認を得なければならない。
- (9) 甲の指示に従い、その指揮、監督の下に管理物件の適正な維持管理、運営にあたること。
- (10) 通常以外の手術等緊急時に必要機器の運転等の対応をすること。
- (11) 本業務に係る法定の教育、講習、訓練等の実施に関すること。
- (12) 当院の院内感染予防対策マニュアルを基本とし、院内感染防止研修を十分に受講したものが業務にあたること。

(13) 常駐管理人員配置

		人数	勤 務 時 間
設備管理(平日)	常勤	3名以上	8:30~17:30
設備管理(休日)	常勤	2名以上	8:30~17:30
設備管理	常勤	1名以上	17:30~翌 8:30

※ 交代要員(公休者・宿直明・病欠者)は含まず

5. 業務内容の説明

- (1) 事務的管理業務
 - ア 設備管理、資産管理

設備毎に、設備管理台帳を作成し、定期的財産管理を実施すること。

イ 資材管理

測定器具、工具、器具、交換部品、電球、灯管類、各種薬剤、その他は品種毎に台帳を作成し、在庫数量管理を実施し、不足が生じた場合は、事前に届けること。

- ウ 運転記録管理、検針業務
 - ① 電気室受電等検針記録、ガス吸収式温水機運転記録、空気源コンプレッサー運転記録、給水栓末端水残留塩素測定記録。
 - ② 電気、ガス、水道の検針を行い台帳及び管理台帳に記載すること
- (2) 法定点検業務
 - ア 電気設備法定点検、検査(1回/年)

保安規定に定める各種法定点検、検査を実施し報告すること。

イ 消防設備法定点検、検査(2回/年)

消防法に定める定期点検、検査、報告業務すべてを病院管理者に代わって行うこと。

ウ 建物環境に関する法定測定等

水質検査(2回/年)、残留塩素測定(1回/毎週)

法に定める飲料水の水質検査を定期的に行い保健所への報告を行うこと。

(冷水機を含む。)

エ 業務用エアコン等の空調関連機器の簡易点検(4回/年)

フロン排出抑制法に基づく簡易点検を実施し報告すること。

オ 防火設備法定点検、検査(1回/年)

建築基準法に定める定期点検、検査、報告業務すべてを病院管理者に代わって行う こと。

- (3) 日常運転保守管理及び営繕業務
 - ア 各機器の運転操作と運転状況の監視
 - イ 設備台帳の作成記載、作業日誌、各記録の記載
 - ウ 電気及び冷暖房空調換気設備の運転、日誌記入
 - エ 室温調べ巡回
 - オ 各種運転機器、防災、消防設備と機器、水道、ガス等各設備の巡回点検
 - カ 各設備のトラブル処理及び夜間・休日作業・修繕の立会(それに伴う窓、扉等の施錠 ・開錠も含む)
 - キ 各不点灯管球の取替
 - ク 電気、ガス、水道の検針及び使用量の計算
 - ケ 液化酸素、窒素タンク、灯油タンクの検針及び使用量の計算
 - コ 水質検査
 - サ 手術室空調機加湿蒸気水質管理、軟水硬度測定(1回/毎週)

- シ 諸官庁への連絡及び諸届出業務
- ス その他設備の保全、維持管理等すべての機能を満たすために必要な業務及び省エネル ギーの工夫提案
- セ 各設備の営繕小修理
- (4) 電気設備管理業務

電気事業法並びに関係諸規則の定めに準拠し、次の事項を実施すること。

- ア 電気主任技術者の選任等
 - ① 乙は乙の従業員より管理に必要な電気主任技術者を派遣するものとし、その選任及び 所轄官庁に対する届出は甲において行うものとする。(第3種電気主任技術者又は1 種電気工事士)
 - ② 前項の電気主任技術者は、電気工作物の工事、維持 及び運用に関する保安の監督を 行うものとする。
 - (ア) 設置者は自家用電気工作物の工事、維持及び運用を確保するに当り、電気主任技 術者として選任する者の意見を尊重すること。
 - (イ) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として 選任するものがその保安の為にする指示に従うこと。
 - (ウ) 電気主任技術者として選任するものは、自家用電気工作物の工事、維持及び運用 に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。
- ③ 第1項の電気主任技術者は、当事業場に常勤するものとする。
- イ 電気需給の操作と監視
- ① 電力使用状況の監視、記録
- ② 受電設備の点検、操作、監視
- ③ 中央監視盤、配電盤、各種計器類の監視、操作、記録
- ④ 省エネルギー点検
- ウ 設備機器の点検
- ① 指示計、記録計、変圧器、各種遮断機並びに開閉器、保護継電器等、電気設備全般の 異常の有無の点検、調整
 - ② 照明器具の不点灯、コンセント、スイッチ等の点検調整
 - ③ 蓄電池の定期的充電、各部の点検、記録、純水補給
 - エ 非常用発電設備
 - ① 定期的試運転、点検、調整、記録
 - ② 電気系統、機械系統、燃料系統、冷却系統、始動装置の点検調整
 - 才 弱電関係

電気時計、放送設備等の点検調整

高圧受変電、配電設備保守点検一覧

電気工作物		巡視、点検、	月次点検	年次点検
		測定試験項目	1 回/月	1回/年
受変電設備 引込線、ケーブル		外観点検	0	0
配電設備	電線及支持物	絶縁抵抗測定		0
	遮断器、開閉器類	外観点検	0	0
		絶縁抵抗測定		0
		継電器との連動動作試験		0
		絶縁油試験		\triangle
		内部点検		\triangle
	母線、断路器、避雷器	外観点検	0	0
	計器用変成器	絶縁抵抗測定		0
	電力用コンデンサー			
	変圧器	外観点検	0	0
	<u> </u>	絶縁抵抗測定		0
		絶縁油試験		\triangle
		内部点検		\triangle
	配電盤	外観点検	0	0
	制御回路	絶縁抵抗測定		0
	ואן נאי	保護継電器の動作特性試験		0
		計器校正、シーケンス試験		\triangle
		外観点検	0	\circ
	H . C. C	充電装置機能点検		\circ
		各電池の比重、液温、電圧測定		\triangle
	接地装置	外観点検	0	\circ
		接地抵抗測定		\circ
電気使用場所	電動機、電気溶接機	外観点検	\circ	\circ
	電熱装置、照明器具	絶縁抵抗測定		\circ
	配線及び配線器具	接地抵抗測定		\circ
	接地装置			
非常用発電装	内燃機関関係	外観点検	0	\circ
	発電機関係、畜電池	始動点検	0	0
	その他電気機器類	絶縁抵抗測定		0
	接地装置	接地抵抗測定		0
		電気関係保護継電器の動作特性		0
		試験		

※△印のものは、停電の影響、過去の実績、その他の理由によって実施しない場合あり。

6. 委託料の請求

委託料は、月額を翌月末までに請求するものとする。

7. 引継ぎ

引継ぎについては、次のとおりとする。

- (1) 新たな受託業者に変更になった場合については、業務の質の低下を招かない様に当院・ 現受託業者・新受託業者の3者で協議を行い、速やかに引き継ぎを開始すること。
- (2) 契約解除となる前の月までに遅滞なく引継ぎ業務を完了すること。
- (3) 当院・現受託業者・新受託業者の3者間協議において決定した引継ぎ計画が履行されない場合については、「委託業務契約書」第12条(発注者の契約解除)に該当する。